

受付印		相続人代表者指定 (変更) 届	
笠間市長 山口 伸樹 様		令和 年 月 日	
		相続人	
		笠間 花子 ㊟	
		笠間 一郎 ㊟	
		笠間 二郎 ㊟	
		笠間 三郎 ㊟	
		青木 冬美 ㊟	
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収 (滞納処分を除く。) 及び還付に関する書類を受領			
指定 地方税法第 9 条の 2 第 1 項			
する代表者として、下記のとおり しましたので、 の規定			
変更 地方税法施行令第 2 条第 6 項			
により届け出ます。			
相代 続表 人 の 者	フリガナ 氏 名 (名 称)	カ サ マ イ チ ロ ウ 笠 間 一 郎	
	住 (居) 所 (所 在 地) 電 話 番 号	茨城県笠間市笠間 0 0 0 0 番地 0 2 9 6 - 7 2 - 1 1 1 1	
被 相 続 人 (亡 く な っ た 方)	氏 名	笠 間 太 郎	
	死 亡 時 の 住 (居) 所	茨城県笠間市笠間 0 0 0 0 番地	
	死 亡 年 月 日	令和 年 月 日	
相 続 人	氏 名 (名 称)	被相続人 との続柄	住 (居) 所 (所 在 地)
	笠 間 花 子	妻	笠間市笠間 0 0 0 0 番地
	笠 間 一 郎	子	笠間市笠間 0 0 0 0 番地
	笠 間 二 郎	子	東京都大田区中央 0 丁目 0 番地 0 号
	笠 間 三 郎	子	水戸市三の丸 0 丁目 0 番地 0 号
青 木 冬 美	子	仙台市青葉区国分町 0 丁目 0 番地 0 号	
摘 要			

※ この届は、亡くなられた方が所有する資産の相続が決定するまでの間、その資産に対する固定資産税の納税について代表となる方を指定するためのものです。

※ 登記簿の名義を変更するには、この届とは別に法務局への登記申請が必要です。



相続人代表者指定 (変更) 届

令和 年 月 日

笠間市長 山口 伸樹 様

相続人



被相続人にかかる徴収金の賦課徴収 (滞納処分を除く。) 及び還付に関する書類を受領
 する代表者として、下記のとおり 指定 地方税法第 9 条の 2 第 1 項
 変更 いたしましたので、 地方税法施行令第 2 条第 6 項
 の規定
 により届け出ます。

相代 続 表 人 の 者	フリガナ 氏 名 (名 称)		
	住 (居) 所 (所 在 地) 電 話 番 号		
被 相 続 人 (亡 く な っ た 方)	氏 名		
	死 亡 時 の 住 (居) 所		
	死 亡 年 月 日	令和 年 月 日	
相 続 人	氏 名 (名 称)	被相続人 との続柄	住 (居) 所 (所 在 地)
摘 要			

※ この届は、亡くなられた方が所有する資産の相続が決定するまでの間、その資産に対する固定資産税の納税について代表となる方を指定するためのものです。
 ※ 登記簿の名義を変更するには、この届とは別に法務局への登記申請が必要です。